

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺産分割協議書は絶対必要？

Q：父の遺産について、母と私と妹で分け方が決まりました。

ところで、遺産分割協議書は必ず作成しなければならないものなのでしょうか。

A：後日の紛争を防ぐためには作成しておいた方がよいでしょうし、不動産の相続登記をする際には必要になります。

【解説】

相続財産について分割協議が成立すれば分割手続きは終了です。通常は、協議が成立すると遺産分割協議書に共同相続人が署名捺印します。

必ずしも書類を作らなくてもよいのですが、相続に際し遺言書がなく、相続人間の話し合いで遺産分割を決めた場合や、遺言書はあるがその遺言書どおりの分割ではなく、相続人間の協議によって分割が決まった場合には、その分割内容を明確にし、後日の紛争を防ぐために遺産分割協議書を作成する必要があります。

また、相続税の申告をするときや、不動産の名義変更のため相続登記をするとき、預金や株式等の名義変更のために金融機関等で手続きをするときに、遺産分割協議書が必要になります。

遺産分割協議書には実印を押印し、印鑑証明書を添付します。

